



平成28年9月13日  
岡山市消費生活センター

**速報！架空請求でのコンビニ払いの悪用に注意！**

**事例：**

携帯電話やパソコンに「有料サイトの料金が未納なので料金を支払わないと法的手続きを取る」等の電話やメールが突然届くといった架空請求において、詐欺業者がコンビニ払いの仕組みを悪用するケースが見られています。

〈支払いの流れ〉

※消費者庁イラスト集より

一般例



悪用例



**詐欺業者がコンビニ払いを悪用し、自分の買い物代金を第三者に支払わせている！**

★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- 覚えのない請求や心当たりがあっても不審だと思ふ請求には、電話やメール等で連絡しないようにしましょう。電話をかけ直したりメールを送信したりすることで、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を知ってしまうこととなります。
- 詐欺業者は、消費者に電話やメールで支払番号を事前に伝えるケースのほか、「コンビニに着いたら電話するようにと指示し、消費者がコンビニで電話をするとその場で支払番号を伝えるケースもあります。業者に支払番号を伝えられても決して支払わないようにしましょう。
- 契約トラブルで困ったときには消費生活センターにご相談ください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分